平成２８年（フ）第１３２０号
大阪市住吉区山之内４丁目15番11号大宝住吉ＣＴスクエア　103号
債務者　東原日出夫
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３８号
大阪府貝塚市橋本106番地４－１棟306号、前住所大阪府泉南郡熊取町朝代東１丁目６番８号
債務者　食べ処津木こと活魚津木こと井上真佐雄こと　井上眞佐雄
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
兵庫県宝塚市山手台東３丁目４番８号
債務者　上原征一郎
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
兵庫県宝塚市星の荘１番16号
債務者　信夫　　譲
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県宝塚市小林２丁目３番20号
債務者　内山　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
広島市南区大州２丁目14番６－103号
債務者　勇地　和美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００号
福岡県久留米市諏訪野町2125番地、申立時の住所福岡県久留米市東合川３丁目19番７－16号　エボックタウンＥ２号
債務者　長田　孝春
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　充紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１２５号
熊本市中央区本荘町753番地　レスポアール参番館105号
債務者　堀野　賀広
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５８号
函館市中道１丁目21番15号　コーポやよい201
債務者　藤村　眞弓
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
函館市湯浜町９番６号
債務者　杉浦真由美
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
岐阜県大垣市藤江町１丁目３番地１　県営藤江住宅Ｆ　412号
債務者　三反﨑健二
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
岐阜県大垣市東前１丁目79番地　ゴールドライフ大東
債務者　北村千代子
法定代理人成年後見人　堀田　太哉
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
山口県宇部市大字妻崎開作864の２コーポ西割、住民票上の住所山口県宇部市大字妻崎開作865番地
債務者　冨田　義博
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第２９号
山口県山陽小野田市大字小野田869番地73（中村ハイツ101号）
債務者　古川　真司
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第３２号
山口県山陽小野田市大字厚狭175番地５
債務者　立石　宏美
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１９号
福岡県行橋市行事３丁目４番35号　ハイツアムールⅡ103号
債務者　樽谷　貴文
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生3623番地３いいでハイツ２号棟105号室
債務者　横山　直樹
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山形地方裁判所米沢支部